

全国知事会による 日本・ドイツ・イタリアの地位協定比較

条文比較調査

	①国内法の適用	②基地の管理権	③訓練・演習への関与	④警察権
日本	原則不適用 （一般国際法上、駐留軍には特別の取決めがない限り、受入国の国内法は適用されないと立場）	米軍に排他的管理権が認められ、日本側による基地内への 入り権は明記されていない	訓練や演習に関する 規制権限はなく、詳細な情報も通報されず、政府としても求めることもしない という姿勢	施設・区域内の全ての者若しくは財産、施設・区域外の米軍の財産について、日本側による 搜索、差押え、検証を行なう権利を行使しない （合意議事録）
ドイツ	派遣国軍隊の施設区域の使用や訓練・演習に対する ドイツ国内法の適用を明記	連邦、州、地方自治体の 入り権が明記 され、緊急の場合の事前通告なしの入りも明記	米軍の訓練・演習には、 ドイツ側の許可、承認、同意等が必要	ドイツ警察による提供施設・区域内での 任務遂行権限を明記
イタリア	米軍の訓練行動等に対する イタリア法規の遵守義務を明記	米軍基地もイタリア司令部の下に置かれ、 イタリア司令官による全ての区域及び施設への 入り権を明記	米軍の訓練は、 イタリア軍司令官への事前通知、調整、承認が必要	イタリア司令官による全ての区域及び施設への 入り権を明記